

令和4年 新春吟詠大会のご案内

尚、当日は「元老・相談役・参与・代議員会議」を10:30～11:30
あましんアルカイックホール・玉翔の間で開催致します。

日 時 令和4年1月10日(月・祝) 新春吟詠大会

場 所 ・新春吟詠大会 12:30～16:30
都ホテル尼崎・鳳凰の間(旧アルカイックホテル)
(阪神尼崎駅 北へ徒歩5分)

参加者 元老・相談役・参与・代議員・本部役員・青年部・婦人部
・令和3年度競吟大会優勝者 ・公認団体代表者並びに会員の希望者
・会員の参加ご希望の方は公認団体代表者を通じてお申込み下さい。

参加費 11,000 円

次 第 1. 開式の辞 2. 会長挨拶
3. 新春を寿ぐ 4. 懇親会

令和3年度 吟道大学講座のご案内

下記の日程、会場で令和3年度吟道大学講座の開講をご案内致します。

記

日 時 令和4年2月5日(土) 13:00～2月6日(日) 16:00

場 所 パナソニックリゾート大阪(吹田市)

参加費 16,000 円

(但し令和3年度東明未来塾受講生 13,000 円)

公益目的事業推進の活動資金ご寄付のお願い

平成30年5月1日付で内閣府より公益社団法人に対する個人からの寄付金について、「税額控除制度」の税制優遇措置を受けられる事業所としての認定を受けました。ご寄附に対して税金確定申告時に「税額控除制度の適用を受けられる」領収書を発行いたします。公益目的事業推進の活動原資として、是非とも多くの方々よりご寄付賜りますようご協力をお願いいたします。

【新租税特別措置法について(個人からの寄付)】(新たな寄付金控除制度)

○税額控除制度

$[(\text{所得金額}) \times \text{税率}] - \text{控除額} (\times 1) = \text{税額}$

寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除のため、小口の寄付に減税効果が大い。

(税額控除額の算出式) $[\text{対象寄付金} - 2,000 \text{ 円}] \times 40\% = \text{税額控除対象額} (\times 1)$ となります。

事例: 1万円寄附した時の税額控除対象額

$[10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}] \times 40\% = \text{税額控除対象額 } 3,200 \text{ 円}$

(※1) 税額控除対象額は、所得税額の25%が限度となります。

【お願い】 多くの方々より、ご寄付のご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

振込用紙及び領収書発行の為「寄附申込書」にご記入の上、お申込みお願いいたします。

「寄附申込書」を受領後、振込用紙をお届け致します。尚、様式9「寄附申込書」は各会にお届け致しました様式集に入っています、又は総本部にお申し出下さい、お届けいたします。